

令和5年第6回茂原市教育委員会会議（5月定例会）日程

日時：令和5年5月24日（水）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則の制定について

議案第2号 茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則の制定について

議案第3号 茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について

（報告事項）

1 臨時代理の報告について（教科用図書長生採択地区協議会委員の選任）

2 茂原市生涯学習推進協議会委員の委嘱の報告について

3 行事の共催、後援及び協賛について

4 令和5年第7回（6月定例会）及び第8回（7月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

5 その他

4 閉会宣言

（会議結果）

議決事項について、議案第1号から第3号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和5年第6回（5月定例会）

- 1 期日 令和5年5月24日（水）
開会 15時00分
閉会 15時23分
- 2 場所 茂原市役所9階901・902会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 竹田 幸則
委員 安藤 明子
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
- 4 出席職員
教育部長 中村 一之
教育部次長（教育総務課長） 白井 康史
学校教育課長 矢部 博
学校教育課主幹 佐藤 信之
学校教育課主幹 齊藤 隆
生涯学習課長 岡田 公一
体育課長 宮内 智之
中央公民館長 三階 英幸
美術館・郷土資料館長 中澤 浩子
東部台文化会館長 鶴岡 嘉孝
教育総務課長補佐 小安 宏尚
教育総務課総務係長 稲子 泰幸
- 5 署名人の指名
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
- 6 傍聴人 0名

教育長 : ただいまから、令和5年第6回茂原市教育委員会会議（5月定例会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「高貫委員」と「高仲委員」を指名いたします。

これより会議事項に入ります。

本日は、議案が3件となっております。

はじめに、議案第1号「茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第1号「茂原市中学生等海外派遣等研修事業の費用徴収に関する規則」の制定についてご説明申し上げます。

茂原市中学生等海外派遣等研修事業につきましては、今まで「茂原市中学生等海外派遣事業実行委員会」が主体となっておりますが、事業の実態に即した運

用を図るため、本年度から茂原市教育委員会が事業主体となり、事業実施することといたしました。

茂原市教育委員会が事業を実施するにあたり、その費用の一部について、参加者の保護者等から費用徴収を行うため、規則を制定しようとするものでございます。

なお、規則の施行日は、令和5年6月1日とします。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

教育長 : 議案第1号について質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長 : なければ、議案第1号について採決に入ります。

議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第2号「茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第2号「茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則の制定について」ご説明を申し上げます。

本案は、茂原市教育委員会の管理する公共施設に係る電話予約の方法等に関し、必要な事項を規定するため、規則を制定するものでございます。

茂原市行財政改革推進指針実施計画において、「公共施設予約に係るサービスの向上」を掲げております。公共施設の予約につきましては、インターネットを活用した予約システムの導入を検討しておりましたが、システムの導入が困難であったことから、市民サービスの向上を図るための代替え方法として、電話による予約を実施することといたしました。

実施する施設は、中央公民館、本納公民館、鶴枝公民館、市民体育館、東部台文化会館、美術館・郷土資料館になります。

実施にあたりましては、利用者登録の申し込み、利用者登録カードの発行や、各種様式等を規定し、手続きを行うことといたします。

なお、本規則は、令和5年7月1日から施行となりますが、準備行為といたしまして、利用者登録に関して必要な手続き等は、施行前において行うことができるよう規定いたします。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

教育長 : それでは、議案第2号について、質疑をお願いします。

委員 : 費用の支払いについては、今までは申込時に支払っていたと思いますが、今後は、使用日当日に支払うということによろしいでしょうか。

中央公民館長 : 使用料につきましては、電話予約の手続き完了後、使用日当日までに支払っていただくということでございます。

教育長 : 他にありますか。

委員 : 申込みの受付時期についてですが、体育館と体育センターは2週間前からとなっており、その他は1か月前からとなっていますが、これは何か理由があるのでしょうか。

体育課長 : 体育館につきましては、条例上、通常の受付が1か月前からとなっており、これと同じ期間にしていると電話予約を受付けた時点で、他の利用者の方を受付けられなくなってしまうということで、2週間前からという時間差を付けさせていただいております。

委員 : 直接申し込みれば、1か月前から申し込むことができるということですか。

体育課長 : おっしゃるとおりです。電話予約の場合、電話で受付けた時点で、支払いの義務も生じてしまい、確実に使っていただくということで、2週間前からとさせていただいております。

教育長 : 他にありますか。

委員 : 東部台文化会館の体育センターについても申込みの受付時期は使用日の2週

間前からという話がありましたが、もし予約が重なってしまった場合は、先着順になるのでしょうか。

東部台文化会館長 : 体育センターにつきましては、申込み受付期間を使用日前2週間から当日までと、同じ体育施設である市民体育館と合わせております。予約が重なるというのは、窓口と電話が同時に来た場合が考えられますが、そんなに重なることはないのではないかと考えております。

教育長 : 他にありますか。
よろしいですか。
なければ、議案第2号について採決に入ります。
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
各委員
教育長 : 異議なし。

各委員
教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第3号から報告事項2までにつきましては、人事案件になりますので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。

各委員
教育長 : 異議なし。
それでは、議案第3号から報告事項2までにつきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。関係者以外の退室をお願いします。

【 関係者以外退出 】

教育長 : 以上で秘密会は終了しました。関係者以外の方の入室をお願いいたします。

【 関係者以外入室 】

教育長 : 次に、報告事項3「行事の共催、後援及び協賛について」は、お手元に配付の内容となりますが、質疑等はございますか。
(質疑なし)

教育長 : 次に、報告事項4「令和5年第7回(6月定例会)及び第8回(7月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」ですが、お手元に配付した内容となります。会議日程については、よろしいでしょうか。

教育長 : それでは、会議日程については、そのようにお願いします。

教育長 : その他報告等ありましたら、お願いします。
なければ以上で令和5年第6回茂原市教育委員会会議(5月定例会)を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月26日

教育長 内田 達也

署名委員 高貫 裕一郎

署名委員 高仲 輝夫